

令和4年度監査の執行状況

令和5年4月

岩手県監査委員事務局

目 次

頁

第1 令和4年度監査等の執行状況

1	実施計画	1
(1)	基本方針	
(2)	個別実施方針	
ア	定期監査	
(ア)	執行方針	
(イ)	重点項目	
(ウ)	継続調査項目	
イ	行政監査	
ウ	随時監査	
(ア)	工事現場監査	2
(イ)	特定のテーマを設定した随時監査	
(ウ)	その他の随時監査	
エ	財政的援助団体等監査	
(ア)	執行方針	
(イ)	重点項目	
オ	現金出納検査	
(ア)	執行方針	
(イ)	重点項目	
カ	内部統制評価報告書審査	
キ	決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査	
ク	健全化判断比率等審査	
ケ	指定金融機関等監査	
2	実施状況	3
(1)	定期監査	
ア	監査対象機関及び実施箇所数	
イ	実施時期	
(2)	行政監査	
ア	行政監査的視点から行った監査 庁舎内に事務局を置く任意団体の状況 未利用資産管理状況	
イ	特定のテーマを設定した行政監査 試験研究機関の研究内容・活用状況について	
(3)	随時監査	
ア	工事現場監査	
イ	特定のテーマを設定した随時監査 委託業務における長期継続契約の運用状況について	
ウ	その他の随時監査	
(4)	財政的援助団体等監査	4
(5)	現金出納検査	
(6)	内部統制評価報告書審査	

(7) 決算審査	
ア 普通会計の決算審査	
イ 公営企業会計の決算審査	
(8) 定額資金運用基金運用状況審査	
(9) 健全化判断比率等審査	
ア 健全化判断比率審査	
イ 資金不足比率審査	5
(10) 指定金融機関等監査	
(11) 住民監査請求に基づく監査	
第2 定期監査の結果	6
1 指摘の状況	
2 事務費の不適切な事務処理に係る監査	7
3 行政監査的視点から行った監査	
(1) 庁舎内に事務局を置く任意団体の状況	
(2) 未利用資産管理状況	

[資料編]

1	定期監査の実施状況	8
(1)	監査対象機関及び実施箇所数	8
(2)	監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表	9
(3)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査)	10
(4)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)	16
2	定期監査の結果	17
(1)	指摘の内容	17
(2)	監査台帳 (抜粋)	18
3	行政監査 (特定テーマ) の結果	22
	試験研究機関の研究内容・活用状況について	22
4	随時監査の結果	35
(1)	工事現場監査	35
(2)	特定のテーマを設定した随時監査	36
	委託業務における長期継続契約の運用状況について	36
(3)	その他の随時監査	44
5	財政的援助団体等監査の結果	45
(1)	指摘の内容	45
(2)	監査台帳 (抜粋)	45
6	内部統制評価報告書審査意見書の概要	46
7	決算審査	47
(1)	令和3年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	47
(2)	令和3年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	48
(3)	令和3年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	50
(4)	令和3年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	52
(5)	令和3年度岩手県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要	54
8	定額資金運用基金運用状況審査	56
9	健全化判断比率等審査	57
(1)	令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	57
(2)	令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	62
10	住民監査請求に基づく監査の結果	63
11	監査の組織体制	64
(1)	監査委員	64
(2)	監査委員事務局組織	64

監査結果については、県公式ホームページの「岩手県報ホームページ」で公表しています。
(<https://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s19Kenpo/>)
岩手県報ホームページの「過去の県報」サイト内検索で「監査委員告示」と入力して、ご覧ください。

第1 令和4年度監査等の執行状況

1 実施計画

(1) 基本方針

県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第12号）に基づき以下のとおり令和4年度における監査等を実施する。

定期監査は、財務監査を中心として、監査対象機関が所掌する事務全般について、内部統制の取組状況を踏まえて、よりリスクの高い事務事業に重点化するなど効率的かつ効果的な監査を実施する。

行政監査は、早期に改善すべきと認められる事項等について、定期監査において財務監査と併せて行うほか、社会的関心が高い課題等についてテーマを設定した監査を実施する。

随時監査は、工事現場監査のほか、財務事務に関し、より経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した監査を実施する。

財政的援助団体等監査、現金出納検査、内部統制評価報告書審査、決算審査、定額資金運用基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び指定金融機関等監査についても、それぞれの事務が目的に沿って行われているか、法令に適合し、かつ、正確であるか等について厳正に監査等を実施する。

(2) 個別実施方針

ア 定期監査

(ア) 執行方針

令和4年度の定期監査は、監査対象機関における収入、支出、契約、財産管理及び行政運営並びに現金等の出納保管に関する事務事業について、関係帳票・証書類及び担当職員からのヒアリング等により実施する。

監査の実施に当たっては、監査委員監査基準に基づき以下のとおり重点項目等を定め、監査対象機関の内部統制の取組状況やこれまでの定期監査の実施結果等を踏まえ、よりリスクの高い事務事業への重点化とともに、事務事業の経済的、効率的及び有効的な実施という観点を重視するものとする。

監査の結果、留意改善が必要な事案が認められた場合は、事案の指摘、注意等に止まらず、当該事案の発生原因等の把握に努め、早期是正と再発防止、さらにはより良い事務事業の執行につながる措置を講じることが出来るよう監査対象機関等に助言等を行うものとする。

(イ) 重点項目

(財務監査)

- ・ 収入確保の取組状況（債権管理、未収金回収、減免手続等）
- ・ 事務事業の執行状況（委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務、事業目的の達成状況等）

(行政監査)

- ・ 庁舎内に事務局を置く任意団体の状況（運営体制及び経理状況、従事する職員の服務手続等）

(ウ) 継続調査項目

(財務監査)

- ・ 収入事務（調定の時期及び金額）
- ・ 支出事務（赴任旅費）
- ・ 財産管理事務（財産管理簿等及び備品管理一覧表等の整理）

(行政監査)

- ・ 未利用資産の管理状況（未利用資産の状況、活用・処分に向けた取組等）

イ 行政監査

行政監査のうち、定期監査と併せて行う行政監査は、「ア 定期監査」に記載のとおりとする。

また、特定の課題についてテーマを設定した行政監査は、令和4年6月までにテーマの決定と実施計画の策定を行い、同年12月までに監査を実施した上で、令和5年3月までに報告書を取りまとめるものとする。

ウ 随時監査

(ア) 工事現場監査

随時監査のうち、工事現場監査は、令和4年6月までに実施計画を定め、同年10月から11月にかけて監査を実施するものとする。

(イ) 特定のテーマを設定した随時監査

経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した随時監査は、令和4年6月までにテーマの決定と実施計画の策定を行い、同年12月までに監査を実施した上で、令和5年3月までに報告書を取りまとめるものとする。

(ウ) その他の随時監査

必要の都度、監査委員協議により随時実施するものとする。

エ 財政的援助団体等監査

(ア) 執行方針

財政的援助団体等監査は、財政的援助等に係るものの出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容的にも、手続的にも、適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施する。

令和4年度監査の実施に当たっては、令和3年度の社会経済情勢を踏まえ、経営環境の変化への対応状況を注視し、以下のとおり重点項目等を定め執行する。

(イ) 重点項目

a 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等

- ・財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの等はないか。
- ・計画と実施内容は相違していないか。

b 出資している団体等

- ・帳簿その他証拠書類は整備され、かつ、正確に記載されているか。
- ・事業運営は、定款、寄付行為その他の基本規程に従っているか。

c 公の施設の管理を行わせている団体等

- ・協定書等に基づき、管理運営に係る出納事務が適正に行われているか。
- ・仕様等で定めるところにより、管理業務が適正に行われているか。

オ 現金出納検査

(ア) 執行方針

現金出納に関する事務処理の是正を図り、事故を防止するとともに、現金出納の正確性を担保するため、令和4年度の現金出納検査を次のとおり実施する。

毎月の現金出納の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかについて、毎月、前月分を対象として、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、諸帳簿・諸表の計数確認、保管現金の確認、収入支出状況等の調査及び資金運用状況の調査並びに証拠書類の審査等により実施する。

(イ) 重点項目

a 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

- ・現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
- ・調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
- ・収入支出手続きは適正に行われているか

b 公営企業会計

- ・現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
- ・調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
- ・現金は確実かつ有利な方法で安全に運用されているか

カ 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書審査は、令和4年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

キ 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査

普通会計及び企業会計に係る決算審査等は、令和4年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

ク 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査は、令和4年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

ケ 指定金融機関等監査

指定金融機関等の監査は、地方自治法第235条の2第2項及び地方公営企業法第27条の2第1項の規定に基づき、監査委員が必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長、公営企業管理者の要求があるときに実施する。

必要の有無の判断に資するため、会計管理者及び公営企業管理者が行った指定金融機関等の検査結果の報告を求めたうえで、監査委員協議に諮るものとする。

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

令和4年度の定期監査の実施状況は、監査対象345機関（普通会計316機関、企業会計29機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100%である。

区分	令和4年度			令和3年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	316	316	100.0%	315	315	100.0%
企業会計	29	29	100.0%	29	29	100.0%
計	345	345	100.0%	344	344	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～8月	本庁各課・委員会	普通会計	90
		広域振興局等	普通会計	65
		出先機関（知事部局）	普通会計	18
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	2
	6月～8月	本庁（流域下水道事業）	企業会計	1
		医療局本庁	企業会計	1
		県立病院	企業会計	15
		企業局本庁	企業会計	1
小 計				193
期中監査	9月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	39
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	102
		県立病院	企業会計	11
	小 計			
合 計				345

(2) 行政監査

ア 行政監査的視点から行った監査

定期監査の中で財務監査と一体的・総合的に実施した。

また、定期監査等実施計画の中で、次のとおり重点項目等を定めて実施した。

- ・ 庁舎内に事務局を置く任意団体の状況
- ・ 未利用資産の管理状況

イ 特定のテーマを設定した行政監査

令和4年度においては、「試験研究機関の研究内容・活用状況について」をテーマとして、県の試験研究機関における研究が、ニーズを的確に捉えて効果的に実施されているか、計画に基づき効率的に実施されているか、研究成果が適切に検証されているかを監査し、併せて試験研究機関が保有する高額機器の管理や活用の状況等について監査することにより、より実効性のある研究の推進や、所有する高額機器のより効率的な活用を目的として行政監査を実施した。

※ 監査結果の概要は資料編に記載

(3) 随時監査

ア 工事現場監査

工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに主眼をおいて実施した。

令和4年度は、8機関、12箇所について実施した。

イ 特定のテーマを設定した随時監査

経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した随時監査として、令和4年度は「委託業務における長期継続契約の運用状況について」をテーマに実施した。

※ 監査結果の概要は資料編に記載

ウ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。

令和4年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を実施する必要がある事案はなかったことから実施しなかった。

(4) 財政的援助団体等監査

令和4年度は、監査対象59団体のうち、22団体（出資団体8団体、補助等財政的援助2団体、指定管理者5団体：複数該当7団体）を実施し、その実施率は37.3%である。

(5) 現金出納検査

令和4年度においては、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 内部統制評価報告書審査

令和3年度岩手県内部統制評価報告書の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された内部統制評価報告書について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料と照合精査するとともに、評価対象年度について実施した監査等によって得られた知見に基づき検証を行うなど厳正に実施し、令和4年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

(7) 決算審査

ア 一般会計の決算審査

令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和4年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

イ 公営企業会計の決算審査

令和3年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施し、令和4年9月9日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計及び岩手県流域下水道事業会計の4会計について決算審査意見書を提出した。

(8) 定額資金運用基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

令和3年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施し、令和4年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

(9) 健全化判断比率等審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和4年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	13.3	13.7	△ 0.4	25.0	35.0
将来負担比率	200.6	221.5	△ 20.9	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、令和3年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和4年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

会計名	令和3年度	令和2年度	増減	経営健全化基準
流域下水道事業会計	—	—	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(10) 指定金融機関等監査

令和4年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しなかった。

(11) 住民監査請求に基づく監査

令和4年6月21日付けで県民1名から提出された「かるまい交流駅（仮称）建設用地に係る損害賠償請求に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、令和4年8月3日付けで請求人あて通知した。

令和4年9月26日付けで県民3名から提出された「「故安倍晋三国葬儀」への知事出席に係る公費支出に関する住民監査請求」については、請求人の主張に理由がないので棄却と決定し、令和4年11月25日付けで請求人あて通知するとともに、令和4年12月6日付けの岩手県報により公表した。

第2 定期監査の結果

1 指摘の状況

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は22件（普通会計14件、企業会計8件）となっており、令和3年度に比べて10件減少している。

主な内容は、調定金額の誤りなど収入事務の不適当なものが2件、支出金額の誤り、諸手当の誤支給など支出事務の不適当なものが6件、契約書の作成など契約事務の不適当なものが5件、物品の取得、管理又は処分の手続などの財産管理の不適当なものが4件、行政事務が5件となっている。

なお、指摘としたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	R4年度 件数	R3年度 件数	増減
予算経理		(0件)	0	0	0
収入事務	○調定金額を誤っているもの	資源循環推進課 (1件)	2	2	0
	○納期限が不適当なもの	生涯学習文化財課 (1件)			
支出事務	○支出金額を誤っているもの	二戸農林振興センター 二戸土木センター (2件)	6	5	1
	○報酬、諸手当、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	産業技術短期大学校 花北青雲高等学校 山田病院 (3件)			
	○資金前渡清算書の提出が遅れているもの	産業技術短期大学校 (1件)			
契約事務	○契約保証金に係る事務処理が不適当なもの	中央病院 (1件)	5	13	△ 8
	○約定、契約当事者、代表者、代理人等の表示が不適当なもの	医療政策室 医療局 (2件)			
	○債務の履行確認が不十分なもの	久慈病院 (1件)			
	○その他契約事務の不適当	長寿社会課 (1件)			
工事の執行		(0件)	0	1	△ 1
補助金事務		(0件)	0	0	0
財産管理	○財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの	総務室 (1件)	4	8	△ 4
	○物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	生涯学習文化財課 遠野病院 (2件)			
	○債権保全手続きが不適当なもの	盛岡) 保健福祉環境部 (1件)			

行政事務	○執行管理体制の不適當(法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの)	県南) 農政部 生涯学習文化財課 久慈病院 中部病院 大東病院 (5件)	5	3	2
計			22	32	△ 10

2 事務費の不適當な事務処理に係る監査

過去に発生した需用費等の不適當な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適當な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

(1) 庁舎内に事務局を置く任意団体の状況について

県の庁舎内に事務局があり県職員が経理等の事務に従事している任意団体について、不適切な事務処理の発生防止を目的として、相互牽制が機能しているか、県と団体の事務が区分けされ処理されているかなどについて、監査を行った。

(2) 未利用資産の管理状況について

監査対象機関が所有している公舎建物のうち未入居の状況が続いているものについて、建物の管理状況や用途廃止に向けた検討状況などを主な視点として、監査を行った。